

# 令和6年6月1日より入院時の食事にかかる 患者負担額が変わります

近年の物価高の影響で食材料費等が高騰したことを踏まえ、健康保険法施行令の改正により、入院時の食事にかかる患者負担額が以下の通り変更になります。

所得区分		令和6年5月まで	令和6年6月から
69歳までの患者さま	70歳以上の患者さま		
区分 ア	現役並 Ⅲ	1食460円	<b>1食490円</b>
区分 イ	現役並 Ⅱ		
区分 ウ	現役並 Ⅰ		
区分 エ	一般		
区分 才	低所得 Ⅱ	1食210円	<b>1食230円</b>
区分 才 長期該当	低所得 Ⅱ 長期該当	1食160円	<b>1食180円</b>
	低所得 Ⅰ	1食100円	<b>1食110円</b>
指定難病・小児慢性特定疾患の患者さま		1食260円	<b>1食280円</b>